第54回 学校教育と知的財産権

- 事件は起きる

試験問題集の出版差止請求事件（平成14年東京地裁）
K社vs谷川俊太郎ら

- 知的財産権

（特許、実用新案、商標、意匠、著作権、営業秘密、個人に関する権利等）
古典的な著作物は利用してよい。
学校における著作物の複製
学校における音楽の利用の条件は
e-ラーニングの条件は

© Norio Iriguchi 2009

試験問題集の出版差止請求事件

【原告の主張】 谷川俊太郎、長崎源之助、今西祐行、矢崎節夫、三木卓、杉みき子、岩崎京子
【被告の主張】 株式会社K社

【事件の概要】

1. K社は学習教材の出版社である。
2. 谷川俊太郎らの作品は中学校検定教科書に掲載されている。
3. K社は、それら作品を教材として複製し、販売した。
4. かなが漢字に変えられており、作者名の表示もない。

（お断り） このページ等には個人や法人を特定する内容が含まれています。原告、被告とも著名な文藝作家、出版社であり、学術上の重要な事実として紹介するものですので、くれぐれも慎重にお取り扱いください。

© Norio Iriguchi 2009

原告の主張

1.K社は、複製権を侵害した。
2.K社は、譲渡権を侵害した。
3.K社は、同一性保持権を侵害した。
4.K社は、氏名表示権を侵害した。
5.出版を停止せよ。
6.損害賠償金と裁判費用を支払え。

© Norio Iriguchi 2009

被告の主張

1. K社は、原告の作品を引用した。
2. K社は、試験問題集として複製販売した。
3. かなを漢字に変換しても、人格は毀損されない。
4. 変換は、やむを得ない改変にあたる。
5. 氏名表示は、教育の公共性から省略してよい。
6. 原告の請求は権利の濫用である。

判決は

© Norio Iriguchi 2009

判決

1. 適法な条件を充足しないので引用に該当しない。
2. 問題集の販売は、試験問題としての利用でない。
3. 人格を反映する文芸作品であり、改変してならない。
4. やむを得ない改変の理由もない。
5. 原作者の氏名を表示しなければならない。
6. 被告は原告に損害賠償金を支払え。

平成16年5月28日　東京地方裁判所
裁判長裁判官　高部真規子

© Norio Iriguchi 2009

著作権（All rights）

著作財産権（Copyrights）

- 出版権
- 譲渡権
- 複製権
- 翻訳権
- 公衆送信権

■ 著作者の権利 ■

Author's Rights

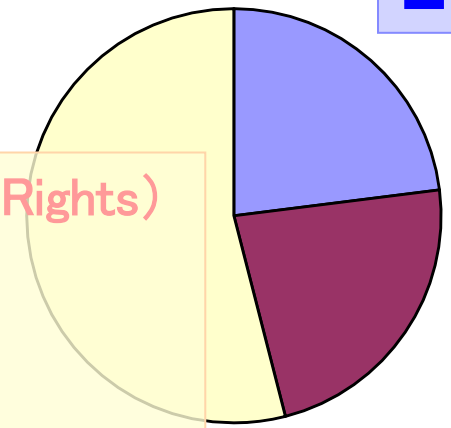

■ 著作に関する財産権 ■

Property Rights

著作者人格権 （Moral Rights）

- 氏名表示権
- 公表権
- 同一性保持権

著作隣接権

(Neighboring Rights)

- 録音権
- CD製作権

© Norio Iriguchi 2009

引用

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、
公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。

© Norio Iriguchi 2009

著作権法第32条第1項

人格に関する権利

- 基本的人権（fundamental human rights）の一つ。
- 生命、身体、自由、名誉、信用、健康な生活、プライバシー、肖像、氏名など。
- 日本では、生来与えられるものを「人権」ということが多い。
- 著作権は、この人格権から発す。

被告の主張へ

© Norio Iriguchi 2009

適法な引用とは

1. 報道、批評、研究その他の分野で利用されること（教育分野も可）。
2. 社会通念上その必要性が肯定され、その限度内で利用されること 。
3. 公表された著作物であること。
4. 引用する側の著作物と引用される側の著作物が明確に区別されること。
5. 主従の関係があって従として利用されること。
6. 合理的方法及び程度に出所出典が明示されること。

© Norio Iriguchi 2009

著作権が存在するのはどちらでしょう？
「無断転載禁止」のものがなぜここにあるのでしょう？

回答：
1. ミロのビーナス
2. ダビンチのモナリザ
3. どちらにも存在しない

出典　ルーブル美術館　http://www.lovre.org/

© Norio Iriguchi 2009

試験問題としての複製

公表された著作物については、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自働公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。）を行うことができる。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

著作権法第36条第1項

© Norio Iriguchi 2009

試験又は検定の目的

○ *Japan Times* の記事を県下一斉の英語テストに使った。

✖ それを昨年度の「過去問」として全校生徒に配った。

© Norio Iriguchi 2009

学校その他の教育機関における複製

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

著作権法第35条第1項

© Norio Iriguchi 2009

学校その他の教育機関とは

× 学校開放で部外者が場所として学校を使用
○ 教員免許はないが、授業を実際に行っている
× 授業参観者
○ 特別教育活動行事としての運動会
○ 教育計画に基づく部活、林間学校、進路指導
× 教育計画に基づかないサークル活動
× 授業の過程でないLANサーバへの蓄積
× 学級通信への掲載
× 教科研究会での使用
× 学校のホームページに掲載

© Norio Iriguchi 2009

権利者側の見解としては

- × 参考書籍、問題集、ワークブック、白地図、参考楽譜
- × ライセンス契約範囲を超えたソフトのインストール
- ○ 教材用の録音、録音録画
- × 教材用の録音物、録音録画物を配布
- × 放送番組を録音または録画すること
- × 授業時間後も壁面に掲示
- × 複数の教室で利用することで結果的に大部数となる場合
- × 通信教育の教材
- × 複製して製本すること
- × 観賞用に美術作品、写真を複製
- × 連載記事などを継続複写して結果的に大部数となる場合
- × 出所出典の明示を行わないもの

© Norio iriguchi 2009

同一性保持権とやむを得ない改変

著作権法第20条 （同一性保持権）

著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

一 用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないとみとめられるもの。

二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

三 プログラムの著作物を特定の電子計算機において利用し得るようにするために必要な改変

四 著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

© Norio Iriguchi 2009

民法第1条（基本原則）

私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

その下に市民の法の三原則（所有権絶対、私的自治、過失責任）がある。

© Norio Iriguchi 2009

著作権法第35条第2項

公表された著作物については、前項の教育機関における教育の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条（営利を目的としない上演等）第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うことができる。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び形態に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

© Norio Iriguchi 2009

同時に受ける者に対する公衆送信

- × 教師が授業を行う場所に学生生徒がいない
- × 主会場で利用されていないものを送信
- × 非同期送信
- × 登録されていない受講者への送信
- × 同期送信された著作物を受講者が保存

© Norio Iriguchi 2009

学校で音楽を使うには

○	非営利の演奏会
×	金を集めて全額寄付する（チャリティコンサート）
○	校内放送でテレビ、ラジオ、CDをそのまま流す
×	校内放送用に録音、録画する
×	修学旅行用に歌集を作って歌詞を載せる
○	文化祭で生徒が現代の曲を演奏する
×	上記演奏をCDに入れて配る
○	合唱コンクールで生徒が演奏する
×	上記演奏を学校のホームページに載せる

© Norio Iriguchi 2009

THANK YOU

ご参加有難うございました。

© Norio Iriguchi 2009